

土木工事積算システム用プリンタリース契約業務 仕様書

この仕様書は、本市の土木工事積算システムにおいて積算した設計書印刷のため必要となるプリンタの賃貸借契約を締結するにあたり、その内容を示すものである。

1 契約（リース）期間

令和6年6月1日から令和11年5月31日までの60か月間（5年）。

本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約である。

2 物件及び数量

プリンタ 1台

（内訳：A3カラーレーザープリンタ 1台）

機械性能は、別表に記載している仕様と同等またはそれ以上のものを提供すること。

3 設置場所

吹田市佐竹台1丁目6番3号 吹田市総合防災センター（土木庁舎）6階内の設置場所

4 機器の導入方法

以下のことを行うこと。

（1） 接続方式

機器の接続については、ネットワーク経由による接続方式とする。また、作業は納入業者の責任において行うものとする。

（2） 電源確保と LAN への接続について

ア 電 源

原則、室内に設置してある電源を利用する。

イ LAN 配線

原則、室内に設置してある LAN 通信線を利用する。

（3） 接続確認作業

HUB 等から端末への通信確認は、落札業者が行うこと。

5 導入支援

作業責任者及び作業者は、以下の内容を実施すること。

（1） 支援内容

ア 本設置場所での支援内容

（ア） 各種設定中のプリンタに関する障害への対応。（随時、速やかに対応のこと。）

イ 設置期間中の支援内容

（ア） 設置期間初旬に、本市に対し納入物品に関する説明を行うこと。

（イ） 設置期間中の納入物品に関する質疑への対応。（随時、速やかに対応のこと）

（ウ） 設置期間中は、納入物品に対する設定調整等の技術サポートを実施すること。

なお、本件に対する対応窓口を提示すること。（随時、速やかに対応のこと）

(エ) その他、本市が必要と判断した場合は、速やかに対応すること。

(2) その他

すべての作業において、本市の業務に影響がある場合には、事前に明らかにし、協議の上、本市の指示のもと作業を実施すること。

6 保守要件

以下の保守要件について誠実に対応すること。

(1) 保守概要

本件導入機器が常に完全な機能を保つように、対象ハードウェア等の保守作業（故障部品の交換の復旧作業を含む。）を行うこと。

(2) 保守の内容

以下の作業を落札業者の責任において確実に実施すること。なお、下記に示す内容は必須条件であり、これ以外の内容についても本市業務に影響を与えないよう必要に応じ実施すること。

ア 障害時の連絡対応、問診

イ 不良部品の交換を行い、回復を実施すること。

ウ 定期交換部品及び作業に係る費用は保守費用に含めること。用紙、トナーカートリッジ等の消耗品は保守費用の対象外とする。

エ 問合せ窓口の設置

保守等のための問合せ窓口を一本化し、問合せ等があった場合は、速やかに対応すること。

窓口受付時間は土・日・祝日（年末年始を含む。）を除く月曜日～金曜日（9：00～17：30）とし、できる限り速やかに対応すること。

7 その他特記事項

(1) 支払い

原則、月額後払いとする。（希望により年後払いも可）

(2) 予算の減額又は削除に伴う解除について

本仕様書に基づく契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る予算額が契約額に対し不足する場合、市はこの契約を変更し、又は解除することができるものとする。その際は、市は借入金額の未済額の支払等について、落札業者と協議するものとする。

(3) 搬入及び撤去について

ア 受注決定後、速やかに搬入時間等について協議すること。

イ 契約の満了又は受注者の都合による契約の解除に伴う搬出に係る費用は、受注者の負担とする。